静岡県告示第162号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和４年３月８日ら２週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和４年３月８日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　　線　　名	供　　用　　開　　始　　の　　区　　間	供用開始の期日
362号	榛原郡川根本町下長尾字大久保1532番の８から 榛原郡川根本町下長尾字大久保1534番の５まで	令和４年３月８日

＝＝

静岡県告示第163号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和４年３月８日から２週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和４年３月８日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　　線　　名	供　　用　　開　　始　　の　　区　　間	供用開始の期日
藤枝天竜線	島田市川根町笹間渡字エガイト40番の６から 島田市川根町笹間渡字エガイト51番の４まで	令和４年３月８日

＝＝

静岡県告示第164号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和４年３月８日から２週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和４年４年３月８日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　　線　　名	供　　用　　開　　始　　の　　区　　間	供用開始の期日
伊久美元島田線	島田市大草字大津山1016番の512	令和４年３月８日